

令和9年度 新入学児童用
品川区立小学校・義務教育学校

学校案内



品川区教育委員会

来春新入学を迎えるお子様の保護者の皆様へ

日頃より、品川区の学校教育に対して温かなご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。皆様におかれましては、お子様の小学校入学が近づき、心躍らせていることと思います。

本区では、平成11年度から様々な教育改革に取り組んでまいりました。その一環である学校選択制により、各学校が切磋琢磨しながら特色ある教育活動を展開し、開かれた学校づくりを推進しています。同時に、地域行事への参加や防災訓練の合同実施など、地域とのつながりを深める取り組みも行っています。

これまでの教育改革をとおして作り上げてきた、地域とともにある学校づくり、小学校・中学校・義務教育学校の三校種の連携による学校教育の推進、これからの時代を生き抜く児童・生徒を育成する9年間の一貫したカリキュラムを基盤として、令和7年3月には、「品川区教育振興基本計画 品川区教育ビジョン」を策定いたしました。この計画に記載の、「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」、「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」、「学びを支える教育体制の確保」の3つの柱を中心に「子どもたちの笑顔でつながる共生社会 ～みんなのウェルビーイングを目指して～」という未来像の実現に向け取り組みを進めてまいります。

区では、小学校・中学校・義務教育学校の通学区域を一致させることにより、どの学校を選択していただいても円滑な連携を実施しながら一貫した教育を受けられるようになっております。この学校案内では、各学校の情報のほか、学校選択制度の内容について、詳しく記載しております。本冊子とともに、各学校のホームページや、学校公開等へのご参加による実際の学校生活をぜひご覧ください。

学校選択を検討される際には、地域と学校との日常的なつながりやお子様の通学の安全確保、災害時の対応なども考慮し、ご家庭で十分にご相談のうえご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

令和8年9月

品川区教育委員会

目次

○ 品川区の教育の特色をご紹介します	2
○ 「義務教育学校」と「小学校・中学校」との相違点	4
○ 新入学までの手続についてお知らせします	5
○ 学校改築についてお知らせします	5
○ 城南小学校の通学区域について一部変更があります	6
○ 学校選択制について	8
○ 学校選択制の変更について	12
○ 制度変更にとまなう経過措置について	13
○ 抽選について	16
○ 就学指定通知書の発送について	18
○ 区内転居・区外転出・海外転出を予定される場合	18
○ 国公立私立小学校等に就学される場合	18
○ 就学相談～お子様の成長のことで気になることはありませんか～	19
○ 外国籍の方の品川区立小学校・義務教育学校への入学について	19
○ 外国人学校（インターナショナルスクールなど）に就学される場合	19
○ 指定校変更の申請について	20
○ 指定校変更をご利用いただくにあたって	20
○ 入学校決定までの流れ	21
○ Q & A	24
○ 令和9年度 各学校の新入学受入可能児童数・学級数	28
○ 指定校変更許可基準	67
○ 品川区立小学校・義務教育学校（前期課程）通学区域一覧	68
○ 品川区立中学校・義務教育学校（後期課程）通学区域一覧	70

各学校の紹介

※ ★は義務教育学校を表しています。

① 城南小学校	30	★ 伊藤学園	49
② 浅間台小学校	31	★ 八潮学園	50
③ 三木小学校	32	②② 京陽小学校	51
④ 御殿山小学校	33	②③ 延山小学校	52
⑤ 城南第二小学校	34	②④ 中延小学校	53
⑥ 第一日野小学校	35	②⑤ 小山小学校	54
⑦ 芳水小学校	36	②⑥ 第二延山小学校	55
⑧ 第三日野小学校	37	②⑦ 後地小学校	56
⑨ 第四日野小学校	38	②⑧ 清水台小学校	57
⑩ 台場小学校	39	②⑨ 小山台小学校	58
★ 日野学園	40	★ 荏原平塚学園	59
★ 品川学園	41	③① 大原小学校	60
⑬ 大井第一小学校	42	③② 宮前小学校	61
⑭ 鮫浜小学校	43	③③ 源氏前小学校	62
⑮ 山中小学校	44	③④ 戸越小学校	63
⑯ 立会小学校	45	③⑤ 旗台小学校	64
⑰ 浜川小学校	46	③⑥ 上神明小学校	65
⑱ 伊藤小学校	47	★ 豊葉の杜学園	66
⑲ 鈴ヶ森小学校	48		



品川区の教育の



9年間の一貫教育と義務教育学校

品川区では、全国に先駆け、平成18年度に小中一貫教育を開始し、学力の向上と豊かな人間性の育成を目指し、義務教育9年間を一貫として捉え、連続性・継続性のある教育活動を行ってきました。この間、小学生と中学生とが一つの施設で学ぶ施設一体型小中一貫校も順次開設し、10年に渡り実践を積み重ねてきました。

そして、平成28年4月には、学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、小学校・中学校に加えて、義務教育学校が新たな校種として位置づけられ、施設一体型小中一貫校6校は「義務教育学校」となりました。

これからも、小学校、中学校、義務教育学校それぞれの特徴を生かし、全校で9年間の一貫教育を実施していきます。

義務教育学校：日野学園、伊藤学園、八潮学園、荏原平塚学園、品川学園、豊葉の杜学園



1年生からの英語教育

小学校・義務教育学校では、1年生から英語を学習しています。1～4年生は「英語に親しむ」、5～9年生は「英語を使う」をコンセプトに、授業では担任に加え1・2年生はALT（外国語指導助手）、3～6年生はJTE（英語専科指導員）とともに学んでいます。

また、全校で4年生においてジュニア・イングリッシュキャンプ（英語による体験活動）を実施しています。



学校ICT教育推進

品川区では、区立小中義務教育学校に通う全児童・生徒に1人1台のタブレット端末を、各学校には電子黒板や書画カメラなどの機器類を配備して、ICT機器（情報・通信に関する技術を活用した機器）を有効活用した視覚的にわかりやすく、取り組みやすい学習を展開しています。

特 色 を ご 紹 介 し ま す

まもるっち

まもるっちは「GPS・通話機能付き防犯ブザー」です。区立小学校・義務教育学校(前期課程)の全ての児童に無料で貸与しています。区内に居住されている私立、国・都立学校等に通学する児童にも希望があれば貸与しています。

品川区独自教科「市民科」

「市民科」は、社会環境や生活環境の様々な変化に対応し、社会の中で生きていくために必要な能力や判断力、行動力を育成していくものです。

ステューデント・シティ

経済や社会の仕組みを実際に体験しながら学ぶ場として、「ステューデント・シティ」を全ての5年生を対象に実施しています。

「ステューデント・シティ」では、自分の夢や希望と関連がある身近な職業に関心を持ち、経済や社会の仕組みについて理解し、生活や社会の中で自分の役割を果たせるようになることを目的に学習します。

しながわ多様性理解・多文化共生推進事業

令和7年度デフリンピック開催(東京)を契機に、「しながわ多様性理解・多文化共生推進事業」を全園・全校展開し、障害者理解(多様性)や日本文化・スポーツ体験等(多文化共生)の推進を図っています。

品川コミュニティ・スクール

これからの学校は、保護者や町会・自治会、卒業生を含めた地域の方々に、今まで以上に学校運営に主体的に参加していただき、共に学校づくりを進めていく体制が必要です。そのための仕組みが品川コミュニティ・スクールです。学校運営に参画する「学校運営協議会」と、実際に学校支援を行う「地域学校協働本部」の二つの組織を同時に設置します。

平成30年度からは全校で取り組んでいます。令和9年度より、これまで実施していた区独自の「校区教育協働委員会」の仕組みを、法令に基づく「学校運営協議会」に移行しました。

「義務教育学校」と「小学校・中学校」との相違点

平成28年4月1日に学校教育法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、これまでの小学校、中学校に加えて「義務教育学校」が新たな校種として位置付けられました。

このことを踏まえ、品川区では施設一体型小中一貫校6校を「義務教育学校」としました。小学校・中学校と義務教育学校では、基本的に教育内容および学校生活には変更ありませんが、以下のような相違点があります。

義務教育学校とはどんな学校ですか？

修業年限：9年間

小学校段階に相当する6年を「前期課程」

中学校段階に相当する3年を「後期課程」に区分

組 織：校長1名 副校長3名 一つの教職員組織

どの学校が義務教育学校にあたるのですか？

日野学園・伊藤学園・八潮学園・荏原平塚学園・品川学園・豊葉の杜学園の6校です。

入学や卒業などに関する相違点

	義務教育学校	小学校・中学校
6年生修了時	義務教育学校の前期課程修了	小学校の全課程修了
	前期課程修了証書を発行	卒業式を実施 卒業証書を発行
7年生入学時	内部進学者（※1）→ 進 級 外部進学者（※2）→ 転編入学	中学校入学
		入学式を実施
9年生修了時	義務教育学校の後期課程修了	中学校の全課程修了
	卒業式を実施 卒業証書を発行	

※1 義務教育学校（前期課程）から同一の義務教育学校（後期課程）へ進む者のこと。

※2 他の小学校から義務教育学校（後期課程）に入る者のこと。

◎ 義務教育学校（前期課程）修了時（6年生修了時）に、学校選択により全ての中学校および義務教育学校（後期課程）を選択することが可能です。

また、7年生から、義務教育学校（後期課程）に入ることも可能です。

ただし、希望校が抽選になった場合は、ご希望に沿えないこともあります。

⇒ その他義務教育学校に関するQ & Aについては、26ページをご参照ください。

◆新入学までの手続についてお知らせします◆

1 入学までの流れ

9月下旬	住所ごとに決められた通学区域の学校を通知
10月	学校公開・学校説明会を実施
10月末まで	通学区域外の学校を希望する方の 学校選択の申請期間
11月頃	各校で 就学前健康診断 の実施
11月下旬	学校選択で希望の多かった学校の 抽選 実施
12月下旬	教育委員会から 就学指定通知書 の発送(入学校を指定)
2月	各校で 入学準備 のための 入学説明会 を実施
4月上旬	入学式

区教育委員会では、住所ごとに入学する学校が指定される通学区域を定めており、通学区域の学校への入学を原則としています。

2 通学区域の学校に入学する場合

通学区域の学校に入学を希望される場合は学校選択のための希望申請は、必要ありません。

12月下旬に通学区域の学校を指定した就学指定通知書（はがき）をご自宅に郵送しますので、その通知書を入学説明会などで通学区域の学校にご提出ください。

3 通学区域外の学校に入学を希望する場合

品川区では「学校選択」の申請をすることで通学区域外の学校を希望することができます。詳細は8～12ページをご参照ください。

また、入学校指定後に「指定校変更」手続によって指定校以外の学校に変更できる場合もあります。詳細は20・67ページをご参照ください。

◆学校改築についてお知らせします◆

改築工事予定は、下表のとおりです。

各校とも、工事の時期や内容は、今後変更することがあります。

学校名	設 計	改築工事状況	新校舎完成予定	グラウンド等 整備完了予定
第四日野小学校	完 了	工 事 中	完成済	令和8年10月末
城南第二小学校	完 了	工 事 中	令和9年10月 ^{※1} (新校舎の一部は使用中)	令和11年3月末 ^{※1}
源氏前小学校	完 了	工 事 中	令和11年4月 ^{※1} (新校舎の一部は令和9年1月完成)	令和11年8月末 ^{※1}
鈴ヶ森小学校	完 了	工 事 中	令和12年1月	令和13年12月末
浅間台小学校	完 了	令和9年 春頃から開始 ^{※2}	令和15年春頃 (新校舎の一部は令和12年夏頃完成)	令和16年夏頃

※1 城南第二小学校および源氏前小学校は、中東情勢に伴う資材供給の不安定化の影響等により、上記日程よりさらに遅延が生じる見込みです。

※2 浅間台小学校は、仮設校舎建設のため令和8年3月より校庭の一部が使用できません。

城南小学校の通学区域について一部変更があります

品川区では、就学人口が増加する中、安定的に児童・生徒を受入れる態勢を確保するため、令和5年度に「品川区学事制度審議会」を設置し、議論・検討を行ってまいりました。

審議会からの答申を受けて、具体的な検討を進め、城南小学校の通学区域の一部を見直すことになりました。通学区域の見直しは、**令和8年度に入学される方**から実施いたしました。

城南小学校の通学区域は、区内においても特に就学人口の増加が著しく、今後も増加することが見込まれることから、東品川4丁目11番から13番までの地域を城南第二小学校の通学区域に変更します。なお、通学区域変更の影響を軽減するため、経過措置を一定期間設けます。（各通学区域における就学人口については、次ページをご参照ください。）

● 通学区域見直し内容 ●

通学区域	住 所	令和8年度から	令和7年度まで
	東品川4丁目11番～13番	城南第二小学校	城南小学校
城南第二小学校の 学校選択対象校	希望選択可能な学校		
	城南小 鮫浜小 台場小 八潮学園 品川学園 浅間台小 立会小		

経過措置期間に限り、浅間台小学校、立会小学校を、学校選択対象校とします。【2年間】※¹

● 経過措置について ●

通学区域変更にもなう経過措置

【**新入生**】通学区域が変更となる方は、経過措置期間中は城南小学校（旧通学区域の学校）を希望する場合、抽選時の受入順位が優先されます。

無抽選 受入	経過措置① 東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住し、入学する年度において、令和7年度までに城南小学校へ入学した兄弟が城南小学校に在籍する者。
	経過措置② 東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住し、入学する年度において、経過措置①により城南小学校へ入学した兄弟が城南小学校に在籍する者（令和8年4月1日までに生まれた者に限る）。
優先	経過措置③ 東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住する者。【2年間】※ ¹

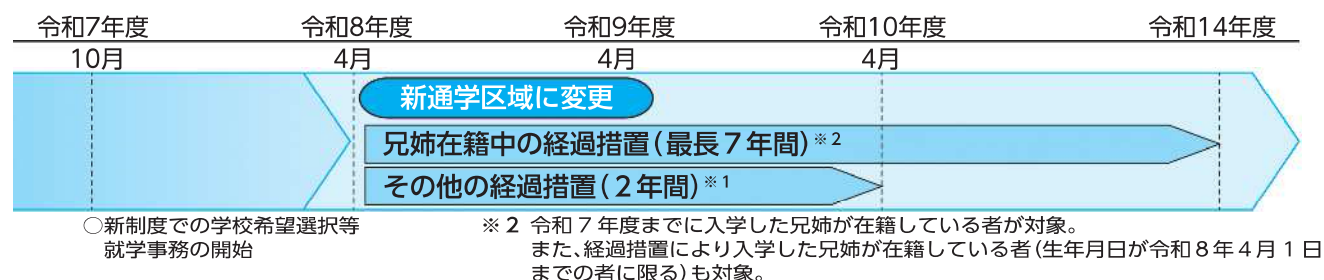
【**在校生**】原則として在籍校へ引き続き卒業まで通うものとします。

抽選時の受入優先順位（経過措置期間）

順 位	対 象 者
無抽選受入	・ 通学区域に在住する者。 ・ （経過措置①） 東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住し、入学する年度において、令和7年度までに城南小学校へ入学した兄弟が城南小学校に在籍する者。 ・ （経過措置②） 東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住し、入学する年度において、経過措置①により城南小学校へ入学した兄弟が城南小学校に在籍する者（令和8年4月1日までに生まれた者に限る）。
第1順位	・ 入学する年度において兄弟が希望校に在籍する者。
第2順位	・ （経過措置③） 東品川4丁目11番～13番（旧通学区域）に在住する者。【2年間】※ ¹
第3順位	・ 隣接する通学区域に在住する者。

※ 1 【2年間】の表記があるものは、令和9年度新入学生までが対象です。

● 通学区域変更のスケジュール ●



● 小学校・義務教育学校（前期課程）の通学区域内就学人口 ●

No.	学校名	令和8 (現在)	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
		在籍者	学区内就学人口（R8.4.1 時点）					
1	城南小学校	130	112	109	115	84	92	88
2	浅間台小学校	23	70	33	56	50	57	60
3	三木小学校	55	74	72	66	89	79	78
4	御殿山小学校	83	103	91	82	82	82	91
5	城南第二小学校	135	198	188	211	213	188	179
6	第一日野小学校	80	61	82	70	71	82	92
7	芳水小学校	111	145	124	135	114	119	136
8	第三日野小学校	121	149	143	165	152	127	163
9	第四日野小学校	86	74	82	77	85	80	81
10	大井第一小学校	134	138	115	121	93	126	101
11	鮫浜小学校	95	90	99	86	84	85	89
12	山中小学校	70	79	98	95	103	95	98
13	立会小学校	95	76	55	91	78	77	75
14	浜川小学校	164	149	170	148	126	129	163
15	伊藤小学校	66	74	64	89	67	61	77
16	鈴ヶ森小学校	97	113	121	132	111	122	134
17	台場小学校	61	60	52	59	47	66	71
18	京陽小学校	52	73	57	57	75	73	66
19	延山小学校	70	66	50	64	78	59	70
20	中延小学校	19	48	44	40	35	33	36
21	小山小学校	54	53	51	39	48	56	58
22	大原小学校	40	45	50	42	45	49	51
23	宮前小学校	43	50	47	51	39	54	49
24	源氏前小学校	56	70	59	61	46	64	49
25	第二延山小学校	98	91	101	75	85	96	90
26	後地小学校	78	104	119	114	94	97	115
27	戸越小学校	67	62	54	48	53	38	46
28	旗台小学校	50	62	64	61	44	49	54
29	上神明小学校	31	42	47	38	46	42	38
30	清水台小学校	33	37	42	31	43	36	48
31	小山台小学校	27	28	33	24	23	30	39
32	日野学園	96	63	51	60	53	63	63
33	伊藤学園	85	75	87	78	88	76	102
34	八潮学園	96	57	56	57	46	49	41
35	荏原平塚学園	86	43	40	65	51	45	68
36	品川学園	126	61	65	63	55	65	69
37	豊葉の杜学園	95	58	84	58	56	70	51
	計	2908	2953	2899	2924	2752	2811	2979

○令和8年度（現在）は、令和8年4月7日時点での1年生の在籍者数です。

○令和9年以降は、令和8年4月1日時点での各年度6歳の住民基本台帳登録者数を掲載しております。

学校選択制について

学校選択制は、通学区域の児童を受入れた後に、受入可能児童数（28・29ページ）に余裕がある場合に、通学区域外の児童を受入れるものです。

小学校・義務教育学校の学校選択は、品川区立小学校・義務教育学校に入学する新1年生を対象に、通学区域が隣り合っている（隣接している）学校の中から1校を選択していただける制度です。

申請は、品川区電子申請サービスまたは、学務課学事係窓口にて受け付けております。

申請期間 **令和8年10月1日（木曜日）から31日（土曜日）まで**

ただし、窓口の場合は10月1日（木曜日）から30日（金曜日）まで

申請先 **○品川区電子申請サービスにて申請。**

品川区ホームページ>品川区電子申請サービス>郵送するIDでログイン

<https://tinyurl.com/5cvm3xya>

○学務課窓口にて申請。

窓口受付時間：午前8時30分から午後5時まで。

土曜日・日曜日・祝日を除く。

対象者 令和8年10月31日現在品川区に住民登録がある小学校・義務教育学校
新1年生

学校希望申請締切日（10月31日）までに区内転居される場合の希望申請については、22ページをご覧ください。

希望申請期間中とその終了後に申請状況を品川区のホームページでお知らせします。

品川区ホームページ <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

※特別なお事情により選択できる学校以外の学校に変更を希望する場合は、**指定校変更**を申請してください（20・67ページをご参照ください。）。なお、要件があります。

※**学校希望申請期間後（11月以降）に区内転居**される場合の手続については、23ページをご参照ください。

令和元年度入学者までは、37校を4つのブロックに分け、通学区域が属するブロック内から1校選択できる制度でした。このブロック選択校に兄弟が在籍している場合は、経過措置があります。詳しくは、「変更にとまなう経過措置について」（13ページ）をご覧ください。

希望されても受入れできない場合があります

学校施設の収容状況等により、通学区域外から希望申請をされても受入れできない場合が生じています。

(昨年の抽選実績は28・29ページをご参照ください。)

兄弟姉妹が在籍していても、同じ学校に入学できない可能性もありますので、ご了承の上で希望申請をしてください。

義務教育学校を希望する方へ

義務教育学校に入学したのち、同じ義務教育学校の7年生（後期課程）に進級を希望したときは、無抽選で進級できます（手続は不要です。）。

希望が集中し抽選になる場合について

希望申請者が受入可能児童数を超えた学校は、**抽選**となります。

抽選になった場合は11月18日（予定）に、品川区のホームページでお知らせするとともに、抽選対象者全員に郵送でお知らせします。

ただし、抽選校においても通学区域の児童は無抽選で入学できます。

希望する学校に既に兄弟が通われている場合について

既に**兄弟**が通っている学校に希望申請し抽選になった場合は、優先順位が第1順位になります。ただし、**必ず入学できるということではありませんので、ご注意ください**（優先順位については16ページをご参照ください）。**近年、兄弟と同じ学校を希望しても入学できない場合もあります**。兄弟が既に通っていることを理由に学校選択される場合は、**ご了承の上**で希望申請をしてください。

兄弟とは……来年度入学を希望する学校に既に兄または姉が在籍（小学校の場合、現1年生から5年生まで、義務教育学校の場合、現1年生から8年生までに在籍）している場合を指し、今年度卒業される小学校6年生および義務教育学校9年生は含みません。

【ご注意ください】

※希望される学校に兄弟が在籍している場合、希望申請時に兄弟の氏名をご記入ください。
申告がない場合、抽選となった場合の優先順位の優遇は受けられません。

同一世帯に同一学年児が複数いる場合

双生児など、同一世帯に同一学年児が複数いる場合の抽選は、一人一人個別に抽選を行うか、または、希望により抽選対象を一組とすることができます。

一組とする場合は、希望申請の際に一組で抽選を希望する旨を記入してください。

希望申請の結果について

抽選とならなかった学校は、希望者を全て受入れできます。

また、抽選校であっても、抽選対象にならなかった方（優先順位第 1 位までは受入れができた場合など）は受入れができますので、12月下旬に希望した学校を指定した就学指定通知書（はがき）を郵送します。

小学校・義務教育学校（前期課程）の学校選択対象校一覧

通学区域の学校	希望選択可能な学校								旧ブロック
城南	城南第二	浅間台	品川学園	立会	鮫浜				品川・大崎
浅間台	城南	品川学園	立会	山中					
三木	芳水	豊葉の杜学園	戸越	山中					
御殿山	台場	芳水	日野学園	品川学園					
城南第二	城南	台場	品川学園	鮫浜	八潮学園	※浅間台	※立会		
第一日野	芳水	第四日野	日野学園	後地	京陽	宮前			
芳水	御殿山	三木	第一日野	日野学園	品川学園	戸越	宮前	山中	
第三日野	第四日野	日野学園	第一日野						
第四日野	第一日野	第三日野	日野学園	後地	小山台				
台場	城南第二	御殿山	品川学園						
日野学園	御殿山	芳水	第一日野	第三日野	第四日野				
品川学園	城南	城南第二	浅間台	台場	御殿山	芳水	山中		
大井第一	山中	立会	浜川	鈴ヶ森	伊藤学園				大井・八潮
鮫浜	立会	浜川	八潮学園	城南	城南第二				
山中	大井第一	立会	伊藤学園	品川学園	豊葉の杜学園	浅間台	芳水	三木	
立会	大井第一	鮫浜	山中	浜川	浅間台	城南	伊藤学園		
浜川	大井第一	鮫浜	立会	鈴ヶ森	八潮学園				
伊藤	伊藤学園	豊葉の杜学園	上神明						
鈴ヶ森	大井第一	浜川	伊藤学園						
伊藤学園	大井第一	山中	伊藤	豊葉の杜学園	上神明				
八潮学園	鮫浜	浜川	城南第二						荏原西
京陽	中延	後地	荏原平塚学園	宮前	第一日野				
延山	中延	第二延山	清水台	旗台	源氏前	大原	宮前	荏原平塚学園	
中延	京陽	延山	第二延山	荏原平塚学園	宮前				
小山	第二延山	後地	荏原平塚学園						
第二延山	延山	中延	小山	清水台	荏原平塚学園				
後地	京陽	小山	小山台	荏原平塚学園	第一日野	第四日野			
清水台	第二延山	延山	旗台	荏原平塚学園					
小山台	後地	第四日野	荏原平塚学園						荏原東
荏原平塚学園	京陽	中延	小山	第二延山	後地				
大原	宮前	源氏前	戸越	上神明	豊葉の杜学園	延山			
宮前	大原	戸越	延山	中延	京陽	第一日野	芳水	豊葉の杜学園	
源氏前	大原	旗台	上神明	延山	豊葉の杜学園				
戸越	大原	宮前	豊葉の杜学園	三木	芳水				
旗台	源氏前	清水台	延山	荏原平塚学園					
上神明	大原	源氏前	伊藤学園	豊葉の杜学園	伊藤				
豊葉の杜学園	大原	戸越	上神明	伊藤学園	三木	山中	伊藤		

青太字は義務教育学校

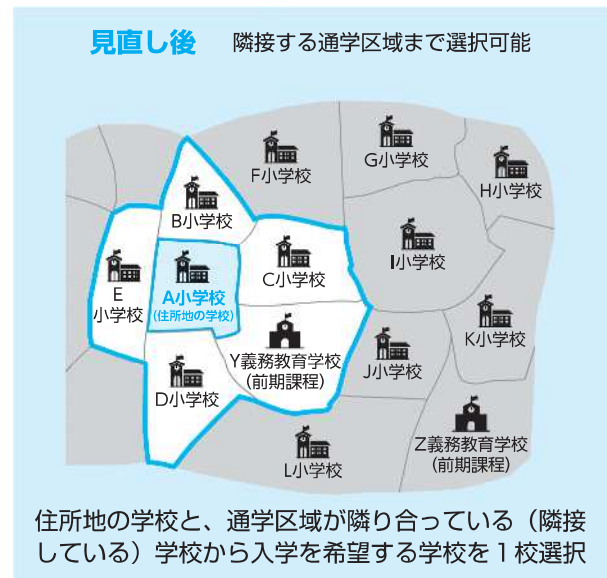
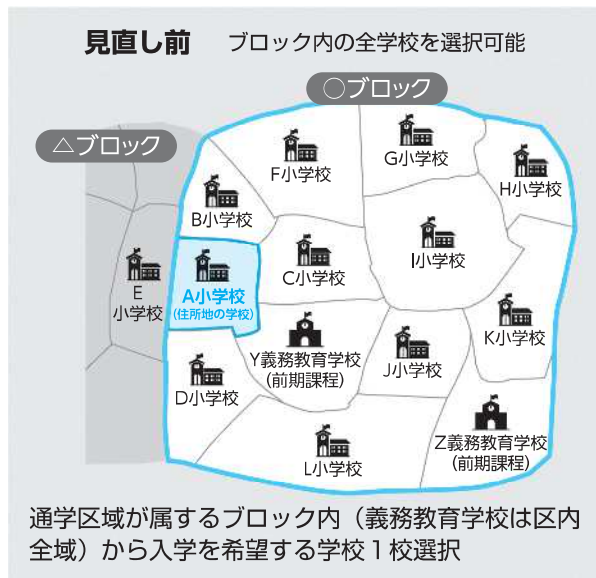
※城南第二小学校通学区域の東品川4丁目11番～13番については、城南小学校の通学区域変更に伴い、経過措置期間に限り、浅間台小学校、立会小学校を学校選択対象校としています。【令和9年度新入学生まで対象】

〈隣接しない通学区域の特例措置〉

- ①隣接する数が極端に少ない学校（第三日野小学校）については、最低3校選べるよう、隣接以外で最も近い学校（第一日野小学校）を選択対象校に追加。（薄水色で表示）
- ②義務教育学校と通学区域が接していない学校については、その学校から最も近い義務教育学校を選択対象校に追加。（青色で表示）

学校選択制の変更について

学校を選択できる良さを保ちながら、「地域とともにある学校づくり」を推進し、また遠距離通学を解消するため、令和2年度入学から、小学校・義務教育学校（前期課程）の学校選択制を「ブロック内の選択」から通学区域が隣り合っている（隣接している）学校を選択できる「**隣接校選択**」の仕組みに変更しております。



学校選択制の変更の内容

- ◆小学校・義務教育学校（前期課程）入学時の学校選択は、原則として隣接校を選択する仕組みに変更しました。
- ◆中学校・義務教育学校（後期課程）入・進学時の学校選択は、区内全域からの自由選択を継続します。
- ◆制度見直しの影響を軽減するため、兄弟姉妹等の事情に配慮した経過措置を一定期間設けます。

学校選択制の抽選時の受入優先順位

- 無抽選受入れ：入学を希望する学校の通学区域内に居住している方
- 第 1 順位：入学を希望する学校の隣接する通学区域内に居住している方で、かつ入学を希望する学校に兄弟姉妹が在籍している方（兄弟姉妹優先）
- 第 2 順位：入学を希望する学校の隣接する通学区域内に居住している方（兄弟姉妹は在籍していない）

※詳細については「抽選について」（16ページ）をご確認ください。

制度変更にもなう経過措置について

学校選択制変更（義務教育学校前期課程）の経過措置

▶隣接校選択（11ページの表）への変更後も、旧ブロック選択校に兄弟が在籍している期間中のみ経過措置期間として、旧ブロック選択校を希望できます。

経過措置期間

○令和元年度までに希望する義務教育学校に入学した兄弟が在籍する間（※1）

経過措置の場合の抽選時の受入優先順位

【小学校・義務教育学校（前期課程）】

対 象		抽選時の受入優先順位	経過措置期間
学 校 選 択 制	旧制度（ブロック制）の選択対象校を希望する方	第1順位	令和元年度までに入学した兄弟が在籍する間（※1）

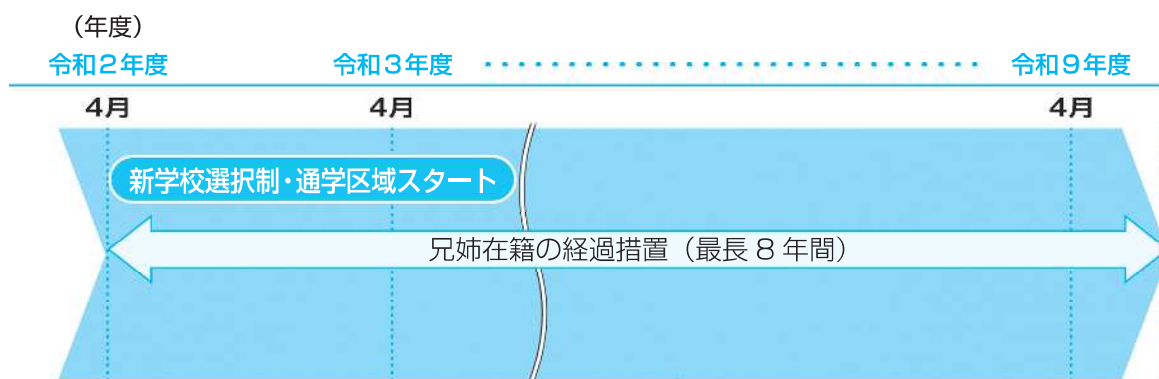
（※1）来年度入学を希望する義務教育学校に令和元年度までに入学した兄または姉が在籍（義務教育学校の現8年生に在籍）している場合を指し、今年度卒業される義務教育学校9年生は含みません。

○義務教育学校（前期課程）のうち希望申請できる学校（旧ブロック選択校）

令和元年度までに入学した兄弟が在籍している場合のみ申請可能

ブロック	品川・大崎	大井・八潮	荏原西	荏原東
学 校 名	（下記の学校の 全通学区域） 日 野 学 園 品 川 学 園	（下記の学校の 全通学区域） 伊 藤 学 園 八 潮 学 園	（下記の学校の 全通学区域） 荏原平塚学園	（下記の学校の 全通学区域） 豊葉の杜学園
	（ブロック外で選択 できる義務教育学校） 伊 藤 学 園 八 潮 学 園 荏原平塚学園 豊葉の杜学園	（ブロック外で選択 できる義務教育学校） 日 野 学 園 品 川 学 園 荏原平塚学園 豊葉の杜学園	（ブロック外で選択 できる義務教育学校） 日 野 学 園 品 川 学 園 伊 藤 学 園 八 潮 学 園 豊葉の杜学園	（ブロック外で選択 できる義務教育学校） 日 野 学 園 品 川 学 園 伊 藤 学 園 八 潮 学 園 荏原平塚学園

学校選択制・通学区域見直しのスケジュール



一貫教育の連携グループの設定

義務教育9年間の一貫教育における「連携グループ」を設定しております。

「連携グループ」は通学区域を共有する1～3校の小学校・義務教育学校（前期課程）と、一つの中学校・義務教育学校（後期課程）とで構成するものです。

これにより、グループ内の学校間の連携を深めながら、9年間の一貫した教育を推進してまいります。

中学校は住所地の通学区域の学校が指定校となります。通学区域外の小学校に在籍していて、その小学校の連携校が通学区域外の中学校である場合、連携している中学校への進学を希望される際は、中学校・義務教育学校（後期課程）の入学の際、改めて学校選択の申請をする必要があります。

ただし、義務教育学校に入学したのち、同じ義務教育学校の7年生（後期課程）に進級を希望したときは、無抽選で進級できます。

なお、選択できる学校以外の学校を希望する場合は、指定校変更の申請が必要となります。詳細は「指定校変更の申請について」（20・67ページ）をご覧ください。

連携グループ一覧

城南小 浅間台小 城南第二小 東海中	三木小 芳水小 大崎中	鯨浜小 立会小 浜川小 浜川中	鈴ヶ森小 鈴ヶ森中
伊藤小 上神明小 富士見台中	後地小 小山台小 第四日野小 荏原第一中	源氏前小 旗台小 清水台小 荏原第五中	小山小 第二延山小 荏原第六中
京陽小 宮前小 戸越台中	第一日野小 前期課程 第三日野小 日野学園（後期課程）	大井第一小 前期課程 山中小 伊藤学園（後期課程）	前期課程 八潮学園（後期課程）
中延小 前期課程 延山小 荏原平塚学園（後期課程）	台場小 前期課程 御殿山小 品川学園（後期課程）	大原小 前期課程 戸越小 豊葉の杜学園（後期課程）	黒字 ……小学校 水色 ……中学校 青色 ……義務教育学校

抽選について

学校選択の希望申請により受入可能児童数を超えた学校は抽選となります。

抽選方法

抽選は11月下旬から12月上旬に品川区役所内で公開にて行います。抽選対象者に無作為の抽選番号を付し、その番号を郵送であらかじめお知らせした上で、抽選の優先順位ごとに職員が抽選器を使用して決定していきます。

なお、優先順位は以下の表のとおりです。

小学校・義務教育学校 新1年生 抽選の受入優先順位

希望学校名	無抽選受入	第1順位	第2順位	第3順位
城南	・城南小学校通学区域に居住 ・東品川4丁目11番～13番に居住し、かつ兄弟（※1、2）が在籍	兄弟（※3）が在籍	東品川4丁目11番～13番に居住（※4）	隣接する通学区域（※6）に居住
浅間台	各小学校・義務教育学校（前期課程）通学区域に居住		・東品川4丁目11番～13番に居住（※5） ・隣接する通学区域（※6）に居住	
三木			隣接する通学区域（※6）に居住	
御殿山				
城南第二				
第一日野				
芳水				
第三日野				
第四日野				
台場				
日野学園				
品川学園				
大井第一				
鮫浜			・東品川4丁目11番～13番に居住（※5） ・隣接する通学区域（※6）に居住	
立会				
浜川			隣接する通学区域（※6）に居住	
伊藤				
鈴木ケ森				
伊藤学園				
八潮学園				
京陽				
延山				
中延				
小山				
第二延山				
後地				
清水台				
小山台				
荏原平塚学園				
大原				
宮前				
源氏前				
戸越				
旗台				
上神明				
豊葉の杜学園				

- (※1) 東品川4丁目11番～13番に居住し、入学する年度において、令和7年度までに城南小学校に入学した兄弟が城南小学校に在籍している者は無抽選として扱う。
- (※2) 東品川4丁目11番～13番に居住し、入学する年度において、※1により城南小学校に入学した兄弟が城南小学校に在籍している者（令和8年4月1日までに生まれた者に限る）は無抽選として扱う。
- (※3) 11ページの「希望選択可能な学校」を希望する者で、入学する年度に兄弟が希望校に在籍している者は第1順位として扱う。また、13ページの「旧ブロック選択校」を希望する者で、希望校が学校選択で抽選校となった場合、入学する年度に希望校に令和元年度までに入学した兄弟が在籍している者も第1順位として扱う。
- (※4) 東品川4丁目11番～13番に居住する者で、城南小学校を希望申請する場合、令和9年度入学までに限り、第2順位として扱う。
- (※5) 東品川4丁目11番～13番に居住する者で、入学する年度において令和7年度までに浅間台小学校または立会小学校に入学した兄弟が在籍している者は、浅間台小学校または立会小学校への希望申請を可能とし、第1順位として扱う。また、東品川4丁目11番～13番に居住する者で、入学する年度において令和7年度までに浅間台小学校または立会小学校に入学した兄弟が在籍していない者は、令和9年度入学までに限り浅間台小学校または立会小学校への希望申請を可能とし、第2順位として扱う。
- (※6) 「隣接する通学区域」とは、11ページの「希望選択可能な学校」の通学区域をいう。

抽 選 結 果

抽選では、その場で受入れが決まる場合と、その場で受入れができず待機の順番を決め、繰り上がりをお待ちいただく場合があります（「待機者」となります）。

抽選結果は品川区役所第二庁舎7階学務課前に掲示します（土曜日・日曜日・祝日を除く）。

また、抽選日の当日に品川区のホームページにも掲載予定です。

後日、抽選対象者全員に郵送で結果をお知らせします。

学校選択による抽選当選者と待機者の就学指定

12月下旬に就学指定通知書（はがき）を郵送しますが、抽選当選者には希望校を指定し、待機者には住所に基づく通学区域の学校を指定します。

待機者が繰り上がって希望校へ受入れできた場合は、学務課で就学する学校を再指定し就学指定通知書（はがき）を改めて郵送します。

待機の繰上げについて

品川区外への転出や国公立小学校等への入学により、抽選した小学校・義務教育学校の入学に辞退者が出ると、順次待機者を繰上げていきます。

待機者の繰上げは1月中旬頃から始まり、連絡は電話にて行います。ご不在でも待機の順位が変わることはありません。

繰上げの状況は品川区ホームページで随時更新予定です。

繰上げ状況の
確認はこちら
から



繰上げ最終期限

繰上げの最終期限は、令和9年1月29日（金曜日）です。繰上げ最終期限をもって、令和9年度新1年生の学校選択は終了となります。これ以降繰上げ連絡することはございません。繰上げ最終日までに、繰上げの連絡がなかった場合、就学指定された通学区域の学校に入学することになります。



就学指定通知書の発送について

1 2月下旬に入学する学校を指定した「就学指定通知書」（はがき）を郵送します。

2月に学校で開催される入学説明会で、就学指定通知書（はがき）を学校にご提出いただくことで入学が確定します。※提出が必要になりますので、紛失しないようにご注意ください。

入学説明会の日程で都合がつかないなどのご事情があれば、学校に直接ご相談ください。



区内転居・区外転出・海外転出を予定される場合

品川区立小学校・義務教育学校（前期課程）に入学できるのは、原則として、来春入学時に品川区内に住民登録がある方です。

また、学校選択をご利用いただけるのは、令和8年10月31日現在品川区に住民登録がある方です。

区内転居の予定がある場合は、転居の時期により手順が異なります。

- ・学校希望申請締切日（10月31日）までに転居する方
→22ページをご参照ください。
- ・学校希望申請期間後（11月以降）に転居する方
→23ページをご参照ください。

区外転出・海外転出される方は、学務課までご連絡ください。

区外に転出される方は、品川区立小学校・義務教育学校へは入学できません。それに伴い、学校選択希望がある場合についても無効とさせていただきます。住民票の異動が完了するまでの間は、新入学に関するお知らせが届きますがご了承ください。

また、転出先の新入学手続きに関しては、転出先の教育委員会へお問い合わせください。



国公立小学校等に就学される場合

国公立小学校等に入学することが決まった方は、入学する小学校から「**入学を許可する旨の書類**（以下「**入学許可書**」という。）」が交付されますので、電話番号、住所、お子様の生年月日が記載された状態で、速やかに学務課にご提出ください（郵送・電子届出可）。

以下の期限以降に「**入学許可書**」が交付される方は、交付を受け次第速やかにご提出ください。

提出期限 令和9年1月15日（金曜日）

提出先 〒140-8715 品川区広町2丁目1番36号

品川区教育委員会事務局 学務課 学事係（品川区役所第二庁舎7階）

入学許可書の
電子届出は
こちらから



特に、抽選となった学校では、待機となり繰上げ入学を待っている方がいらっしゃいますので、速やかにご提出をお願いします。

ご提出がない場合は問合せなどをさせていただくことがあります。



就学相談 ～お子様の成長のことで気になることはありませんか～

就学にあたり発達などのことで心配や不安のある方の相談を行っています。

一人一人の児童がもつ可能性を十分に生かし伸ばしていくために保護者の皆様と話し合って、適切な学びの場を決めていきます。

【問合せ先】

教育総合支援センター 特別支援教育担当

品川区西五反田6丁目5番1号 教育文化会館4階

電話 03-5740-8202（午前9時から午後5時まで。土曜日・日曜日・祝日を除く。）

令和8年度受付期間 令和8年10月9日（金曜日）まで ※就学相談の受付はWEBで行っています。

就学相談の受付は
こちらから



外国籍の方の品川区立小学校・義務教育学校への入学について

外国籍の児童が品川区立小学校・義務教育学校に入学を希望する場合は、在留カードなどをお持ちの上、学務課で申込手续が必要です。詳しくは学務課へお問い合わせください。

★日本語習得について支援が必要な方へ

日本語の習得に支援が必要な方に日本語教育を実施しています。

教室は山中小学校（品川区大井3丁目7番19号）と八潮学園（品川区八潮5丁目11番2号）にあり、学年、能力などに応じて、必要な期間、入学した学校から通って授業を受けます。申込は入学後、学校を通して行います。



外国人学校（インターナショナルスクールなど）に就学される場合

外国人学校（インターナショナルスクールなど）に入学される方は、前ページの「国公立小学校等に就学される場合」と同様の方法により、学務課へ「入学許可書」をご提出ください。

学校教育法では、日本国民である保護者が日本国籍を有する子に学校教育法第1条に規定されている学校で教育を受けさせる義務について規定しております。そのため、学校教育法第1条に規定されている学校として認められていない外国人学校を修了しても、小学校等の課程を修了したことにはならず、国公立中学校・義務教育学校（後期課程）へ入学することは認められません。

重国籍の方に対する就学猶予・免除のご相談や、その他外国人学校に入学される場合のご相談などについては学務課までお問い合わせください。



指定校変更の申請について

入学する学校の指定は、お住まいの住所に基づき品川区教育委員会が行います。

ただし、学校選択できる学校以外の学校を希望されるなど、就学指定された学校とは異なる学校を希望する場合は、その理由を付し、指定校変更の申請をしてください。その申請に基づき、指定校変更許可基準（67ページをご参照ください。）に沿って審査します。

（※学校の状況によっては、受入れができない場合があります。）

申請期間 令和9年1月7日（木曜日）から入学まで随時受付

申請先 品川区教育委員会事務局 学務課 学事係（品川区役所第二庁舎7階）
申請書に申請理由をご記入いただきますが、あらかじめ、ご用意いただいた理由書（書式自由）を添付することもできます。

理由書の様式は品川区のホームページにもありますので、ご活用ください。

申請は窓口のみの受付となり、郵送での受付は行っておりません。

※就学指定通知書（はがき）を必ずお持ちください。

結果通知 申請書をご提出いただいてから約1か月後に結果を郵送します。

ただし、抽選の繰上げ状況によっては1か月以上かかる場合があります。



指定校変更をご利用いただくにあたって

学校選択で抽選となった学校で、待機者がいる、または、待機者が全員繰り上がらなかった学校は、受入可能児童数を超えて入学予定者がいる状態のため、指定校変更の申請があっても入学は原則として認めておりません。

なお、学校選択で待機となっている方が指定校変更を申請する場合は、待機辞退者として取り扱います。

実態のない住民票の異動による入学は認めません

希望校に入学させるための、実態を伴わない住民票の異動（例：主に生活する場所と住民票が異なる場合など）は行わないでください。

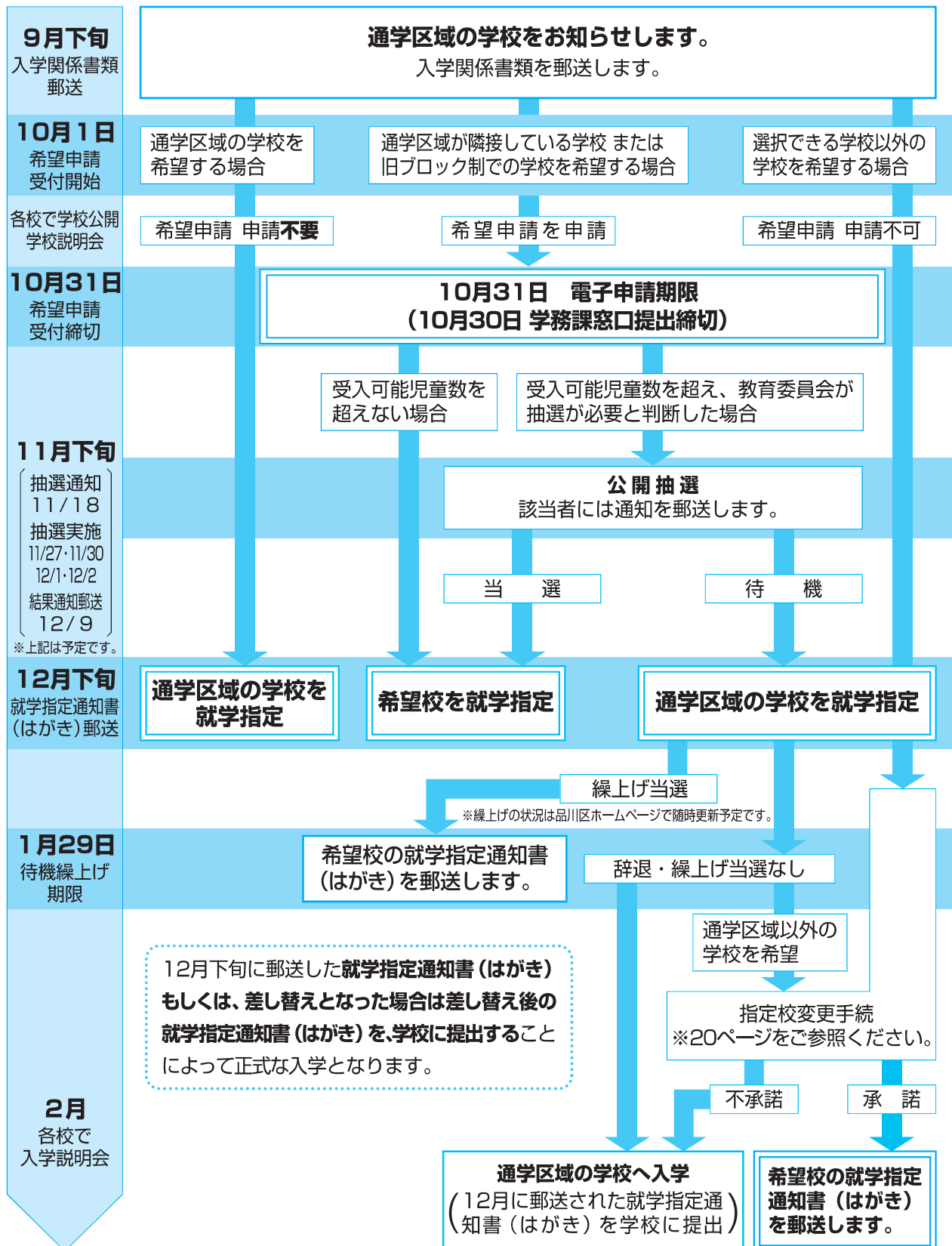
不適正な住民票の異動は、法令違反であるばかりでなく、義務教育の正常な運営を阻害する要因となるものであり、そのようなことが判明したり、疑義が生じた場合、品川区教育委員会では必要に応じて実態調査を行うなど厳正な対応を行っております。

虚偽の届出と判断した場合は、就学指定を取り消します。その場合は、主に生活する住所の通学区域の学校へ就学指定し直しますので、予めご了承ください。

また入学後、そのようなことが判明した場合、本来の通学区域の学校へ転校していただきます。

保護者の皆様におかれましては、適正な就学事務にご理解・ご協力をお願いします。

入学校決定までの流れ



- * 待機中や国公立小学校等の合否発表待ちの方は、入学校が決定するまで就学指定通知書 (はがき) を保管し、品川区立小学校・義務教育学校へ入学が決定した時点で、就学指定通知書 (はがき) を学校にご提出ください。
- * 就学指定通知書 (はがき) を紛失しないようご注意ください。
- * 国公立小学校等に入学が決定した方は、入学許可書を学務課にご提出ください。

学校希望申請締切日（10月31日）までに転居する場合

10月31日までの区内転居 ＝希望申請で手続きができます＝

～入学案内を確認～

- ◎ 入学案内に記載してある、通学区域の学校をご確認ください。
- ◎ 入学希望の学校によって手順が異なります。
下記に従って手続きしてください。

【例】

転居前
通学区域の学校
→京陽小学校

↓

転居後
通学区域の学校
→大原小学校

① 通学区域の学校「京陽小学校」へ入学希望

⇒希望申請は必要はありません。

② 通学区域の学校「京陽小学校」以外の
隣接する学校(旧ブロック制含む)へ入学希望

⇒希望申請記入欄に「転居先住所・転居日」と「希望選択する学校」をご記入ください。

③ 転居先の通学区域の学校「大原小学校」へ入学希望

⇒希望申請記入欄に「転居先住所・転居日」と「転居先の通学区域の学校」をご記入ください。

④ 転居先の通学区域の学校「大原小学校」以外の
隣接する学校(旧ブロック制含む)へ入学希望

⇒希望申請記入欄に「転居先住所・転居日」と「希望選択する学校」をご記入ください。

下記の注意事項を
ご確認の上、希望申請を希望申請受付期間内に、学務課までご申請ください。

※ ②・④は希望校が抽選になった場合、ご希望に沿えない場合があります。

※ ③・④は住民登録の異動の手続きが完了しない場合および実際の居住地と異なる場合は、当該希望申請は無効となります。

△ 注意事項 △

住民票の異動の事実については、学務課にて住民情報を確認し、必要に応じて、後日、居住実態を把握するために「転居先の住所および入居可能日が分かる書類の写し（賃貸借契約書、建物の工事請負契約書など）」のご提出をお願いする場合があります。その際は、学務課よりご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

学校希望申請期間後（11月以降）に転居する場合

11月1日から入学までに区内転居

＝ 1月上旬に開始する「指定校変更の申請」の手続（※1）が必要です＝
就学指定通知書（はがき）に記載してある就学指定校を確認してください。

○ 就学指定通知書（はがき）

～就学指定通知書（はがき）を確認～

◎住民登録されている住所に12月下旬、就学指定通知書（はがき）を郵送します。そこに記載されている学校をご確認ください。

（記載されている就学指定校は、転居前の通学区域の学校、または、学校選択し、入学が認められた学校です。）

◎就学指定通知書（はがき）が12月下旬に届きましたら、下記に従って手続をしてください。

【例】

就学指定通知書（学校提出用）	
入学説明会の時に、この用紙を切り取り、（ ）内をご記入のうえご持参ください。 令和9年4月1日付で入学される区立小学校・義務教育学校について、下記のとおりお知らせします。	
入学指定校：京陽小学校	
住 所	
児 童 名	
保護者名	

【例】

転居前
通学区域の学校
→京陽小学校

転居後
通学区域の学校
→大原小学校

変更などがあった場合にご記入ください。

就学指定校「京陽小学校」へ入学希望

⇒手続の必要はありません。就学指定通知書（はがき）に転居先の住所などを記入して、学校にご提出ください。

転居先の通学区域の学校「大原小学校」へ入学希望

⇒就学指定通知書（はがき）をお持ちの上、学務課で指定校変更の手続※1を行ってください。

なお、申請後に住民登録の異動手続が完了していない場合は、就学指定通知書（はがき）および転居先の住所と入居可能日が分かる書類の写し※2をお持ちください。

就学指定校「京陽小学校」および、 転居先の通学区域の学校「大原小学校」以外の学校へ入学希望

⇒就学指定通知書（はがき）をお持ちの上、学務課で指定校変更の手続※1を行ってください。
通常の指定校変更と同じになりますので、希望する学校の状況によってはご希望に添えない場合があります。

※1：指定校変更の手続は20・67ページをご参照ください。

※2：賃貸借契約書、建物の工事請負契約書など。

❖ 学校選択Q&A

Q.1 学校選択で選べる学校はどこですか？

- A.1** 通学区域の学校と通学区域が隣り合っている（隣接している）学校をお選びいただけます（詳しくは11ページをご覧ください）。
なお、希望申請いただける学校は1校のみです。

Q.2 希望申請は必ず申請しなければなりませんか？

- A.2** 通学区域の学校へ入学を希望される場合は、申請は不要です。
通学区域外の学校へ入学を希望される場合は、申請をしてください。

Q.3 選択できる学校以外に入学を希望することができますか？

- A.3** 学校選択制度は、通学区域が隣り合っている（隣接している）学校を1校選択できますが、それ以外の学校を選択することはできません。
ただし、許可基準に該当すれば指定校変更により認められる場合があります（詳しくは20・67ページをご参照ください）。

Q.4 10月に転居予定（区内）ですが、現在（転居前）選択できる学校以外を希望することはできますか？

- A.4** 10月中に選択できる学校以外の通学区域へ転居予定であれば、転居先の通学区域を含む選択できる学校を希望することは可能です。希望申請記入欄に希望する学校、転居先住所および転居日をご記入ください。
ただし、10月中に転居が確認できない場合は無効となりますのでご注意ください（22ページをご参照ください）。

Q.5 学校選択を希望して、希望校で就学指定通知を受けましたが、やはり通学区域の指定校に行きたくなりました。どうすればいいですか？

- A.5** 就学指定校を変更する必要があります。学務課および指定済みの学校に至急ご連絡の上、学務課にて変更の手続きをしてください。
学校選択制度は、通学区域の児童を受入れた後に、受入可能児童数に余裕があれば通学区域外から児童を受入れる制度です。この場合、既に通学区域外から児童を受入れております。場合によっては、学校の学級編制にも影響が生じる可能性があるため、学校選択を希望される場合は、よく検討いただき、慎重に行ってくださいますようお願い申し上げます。

Q.6 抽選校や抽選日はどのように決定され、また、知ることができますか？

- A.6** 学校選択の結果、希望者が多く、受入可能児童数を超えている学校が抽選対象となります。抽選対象者には学務課から11月18日にお知らせを郵送する予定です(品川区のホームページにも抽選校を掲載する予定です。)。
抽選日などのスケジュールは21ページをご参照ください。

Q.7 抽選会場に行かないと不利になってしまうのでしょうか？

- A.7** 不利になることは一切ありません。
抽選は品川区役所内で公開にて実施します。会場に来られた方の中から立会いをお願いし、抽選を行います。抽選会場はどなたでも入場できるようになっており、来場された方の出欠も確認しておりません。

Q.8 待機の繰り上がりは例年いつ頃が多いのでしょうか？

- A.8** 例年、1月中旬から下旬に繰り上がりが多い傾向にあります。その理由としては、この頃に国公立小学校の入学試験に合格された方が、当該学校の入学に係る事務手続を終え、区立小学校辞退の書類を提出されるため、この時期に多くの辞退者が出るためと考えられます。

Q.9 抽選の待機中ですが、繰上げの最新状況を知るにはどうしたらいいですか？

- A.9** 繰上げの状況は品川区ホームページで随時更新予定です。また、学務課前(第二庁舎7階)にも繰上げの最新状況を掲示します。(土曜日・日曜日・祝日を除く)

繰上げ状況の
確認はこちら
から



Q.10 抽選待機中ですが、待機中の学校の入学説明会に参加できますか？

- A.10** 事前に待機中の学校にその旨をお伝えいただいた上で、入学説明会にご参加いただけます。

義務教育学校Q&A

Q.11

同じ学校で前期課程（１～６年生）から後期課程（７～９年生）に進級する場合、手続は必要ですか？

A.11

就学に関する新たな手続は必要ありません。

Q.12

前期課程修了時（６年生修了時）に他の学校を選択できますか？

A.12

学校選択制を利用して、全ての品川区立中学校・義務教育学校の中から希望する学校を１校選択することができます（希望者が多い場合、抽選となる場合があります。）。

Q.13

７年生から義務教育学校に入れますか？

A.13

他の中学校と同様に入学は可能です。

Q.14

小学校と義務教育学校（前期課程）では、学校生活は変わるのですか？

A.14

基本的な学校生活は変わりません。

Q.15

義務教育学校では、６年生の卒業式はどうなるのですか？

A.15

６年生時には卒業とはならず「前期課程の修了」となり、節目となる行事などを実施します。

Q.16

６年生の卒業証書はどうなるのですか？

A.16

前期課程修了証書を発行します。

義務教育学校の修業年限は９年で、９年生を修了した時点で卒業となるため、６年生修了時には卒業とはならず、前期課程修了になります。

❖ その他

Q.17 見学したい学校公開の日程が重複しているのですが、どうすればよいですか？

A.17 希望申請期間中に実施している学校公開以外にも、各学校がそれぞれ学校公開を行っている場合があります。各学校に直接お問い合わせください。

Q.18 品川区から転出することが決まりましたが、品川区立の学校関係で手続は必要ですか？

A.18 必要です。
転出することが確定した時点で、学務課および品川区の就学予定の学校に連絡していただく必要があります。また転出先の教育委員会、学校にも連絡いただくとスムーズです。
また、転出時期によって就学前に受けていただく健康診断の場所が異なりますので、以下をご参照ください。

転出が健康診断日より前の場合：転出先の区市町村の教育委員会にお問い合わせください。

転出が健康診断日以降の場合：品川区で健康診断を受けてください。
診断結果は品川区から転出先の学校に送付しますので、転出先で入学される学校が決まりましたら、健診を受診した学校へご連絡ください。

Q.19 就学指定通知書を紛失しました。再発行できますか？

A.19 就学指定通知書は学校に渡すことで入学が確定する、非常に重要な書類となります。そのため、提出まで紛失しないよう**大切に**保管してください。
万一紛失してしまった場合には、学務課へご連絡いただき、再発行の申請を行ってください。

令和9年度 各学校の新入学受入可能児童数・学級数

新入学の受入可能児童数については、住民基本台帳を基に、学校規模や過去の学校選択での入学実績および卒業までの転入生等を考慮し決定しております。

通学区域外からの希望申請が受入可能児童数より多くなった場合、受入れできないことがあります。なお、通学区域内の学校への入学は受入枠にかかわらず、全員入れるため、学級数が増える可能性もあります。

令和8年度に通学区域外からの希望申請が受入可能児童数より多く抽選になり、**1人も受入れできなかった学校は次のとおりです。** 浜川小学校 第二延山小学校

また、第一順位（兄弟枠）が無抽選で受入れできた学校は次のとおりです。
芳水小学校 大井第一小学校 鮫浜小学校 立会小学校 日野学園 品川学園
豊葉の杜学園

学校名 ★…令和8年度に抽選が行われた学校	令和8年度		令和8年度 実績			令和9年度 小学校・義務教育学校 新入学受入可能児童数・学級数	
	学 区 人 数 (10/1)	入 学 者 数 (4/7)※1	令和8年度抽選結果			令和9年度	
			受 入	辞 退 ※2	入 学 不 可	受入可能 学級数	受入可能 児童数
★城南小学校	126	130	10	3	0	4	130
浅間台小学校	60	23	—	—	—	2	60
★三木小学校	72	55	2	0	0	2	60
★御殿山小学校	106	83	8	1	0	3	95
城南第二小学校	201	135	—	—	—	4	125
第一日野小学校	82	80	—	—	—	3	95
★芳水小学校	138	111	10	0	0	4	130
★第三日野小学校	157	121	8	4	0	4	130
第四日野小学校	85	86	—	—	—	3	95
★大井第一小学校	119	134	4	4	6	4	130
★鮫浜小学校	91	95	7	3	4	3	95
山中小学校	91	70	—	—	—	3	95
★立会小学校	84	95	6	5	9	3	95
★浜川小学校	203	164	0	2	18	5	165
伊藤小学校	72	66	—	—	—	3	95
鈴木森小学校	111	97	—	—	—	4	130
★台場小学校	64	61	10	1	16	2	60
京陽小学校	87	52	—	—	—	2	60
延山小学校	83	70	—	—	—	3	95
中延小学校	43	19	—	—	—	1	30
小山小学校	55	54	—	—	—	2	60
大原小学校	46	40	—	—	—	2	60
宮前小学校	51	43	—	—	—	2	60
源氏前小学校	65	56	—	—	—	2	60
★第二延山小学校	106	98	0	2	9	3	95
後地小学校	100	78	—	—	—	3	85
戸越小学校	58	67	—	—	—	3	95
旗台小学校	55	50	—	—	—	2	60
★上神明小学校	39	31	2	0	2	1	30
清水台小学校	43	33	—	—	—	2	60
小山台小学校	32	27	—	—	—	2	60

※1 入学者数と学区人数の差は、学校選択、国公立小学校入学または転入出によります。

※2 国公立小学校入学、区外転出などで待機を辞退された方

令和8年度 実績

令和9年度
小学校・義務教育学校
新入生受入可能児童数・学級数

学校名 ★…令和8年度に抽選が行われた学校	令和8年度		令和8年度抽選結果			令和9年度	
	学 区 人 数 (10/1)	入 学 者 数 (4/7) ※1	受 入	辞 退 ※2	入 学 不 可	受入可能 学級数	受入可能 児童数
★ 日 野 学 園	66	96	14	1	6	3	90
伊 藤 学 園	75	85	—	—	—	3	95
八 潮 学 園	75	96	—	—	—	4	130
荏 原 平 塚 学 園	46	86	—	—	—	3	95
★ 品 川 学 園	68	126	10	3	11	4	130
★ 豊 葉 の 杜 学 園	86	95	0	5	26	3	95
計	3141	2908	91	34	107	106	3330

※1 入学者数と学区人数の差は、学校選択、国公立小学校入学または転入出によります。

※2 国公立小学校入学、区外転出などで待機を辞退された方

中学校・義務教育学校（後期課程）の新入学受入可能生徒数・学級数を参考に掲載いたします。

中学校・義務教育学校（後期課程）の通学区域は70ページをご参照ください。

令和8年度 実績

令和9年度
中学校・義務教育学校
新入生受入可能生徒数・学級数

学校名 ★…令和8年度に抽選が行われた学校	令和8年度		令和8年度抽選結果			令和9年度	
	学 区 人 数 (10/1)	入 学 者 数 (4/7) ※1	受 入	辞 退 ※2	入 学 不 可	受入可能 学級数	受入可能 生徒数
★ 東 海 中 学 校	295	129	9	3	0	4	125
★ 大 崎 中 学 校	208	101	5	4	8	3	90
★ 浜 川 中 学 校	364	151	5	15	0	6	195
鈴 ケ 森 中 学 校	105	108	—	—	—	4	125
富 士 見 台 中 学 校	126	81	—	—	—	3	90
★ 荏 原 第 一 中 学 校	223	155	37	34	23	5	160
★ 荏 原 第 五 中 学 校	198	125	16	11	0	4	125
★ 荏 原 第 六 中 学 校	181	99	8	7	0	3	90
★ 戸 越 台 中 学 校	137	89	2	23	29	3	90
★ 日 野 学 園	299	128	28	54	5	4	125
★ 伊 藤 学 園	294	151	8	5	0	4	125
★ 八 潮 学 園	91	104	0	1	1	4	125
★ 荏 原 平 塚 学 園	171	110	0	5	19	4	125
★ 品 川 学 園	250	130	11	24	0	5	160
★ 豊 葉 の 杜 学 園	195	144	0	19	25	4	120
計	3137	1805	129	205	110	60	1870

※1 入学者数と学区人数の差は、学校選択、国公立中学校入学または転入出によります。

※2 国公立中学校入学、区外転出などで待機を辞退された方

※3 それぞれの中学校・義務教育学校（後期課程）は小学校・義務教育学校（前期課程）と連携しております（15ページをご参照ください）。

しかし、連携している小学校にご入学しても、通学区域外の連携している中学校もしくは義務教育学校（後期課程）にそのまま入ることはできません。通学区域外の連携している中学校・義務教育学校への入学を希望される場合は、進学時に学校希望選択の申請が必要となります。